第四条の九	第四条の六第一項	第七十条の四第一項
第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号	登録電子海図情報表示装置講習管理者	登録特定漁船講習管理者
第四条の十	第四条の六第三項第二号から第四号まで	第七十条の四第三項第二号から第四号まで
第四条の十三第二項第四号	次条	第七十条の五において準用する第四条の十四
第四条の十四第一項	前条第二項第四号	第七十条の五において準用する第四条の十三第二項第四号
第四条の十五	第四条の六第一項	第七十条の四第一項第一号
	同項	同号
第四条の十六	第四条の九	第七十条の五において準用する第四条の九
第四条の十七第一号	第四条の六第二項第一号又は第三号	第七十条の四第二項第一号又は第三号
第四条の十七第二号	第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は次条	第七十条の五において準用する第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は第四条の十八
第四条の十七第三号	第四条の十三第二項各号	第七十条の五において準用する第四条の十三第二項各号
第四条の十七第四号	前二条	第七十条の五において準用する第四条の十五及び第四条の十六
第四条の十九、第四条の二十一及び第四条の二十二第三号	第四条の十二	第七十条の五において準用する第四条の十二
第四条の十九	前条第一項及び第二項	第七十条の五において準用する第四条の十八第一項及び第二項
第四条の二十一及び第四条の二十二第四号	第四条の十七	第七十条の五において準用する第四条の十七
第四条の二十二第二号	第四条の十	第七十条の五において準用する第四条の十
第四条の二十二第五号	前条	第七十条の五において準用する第四条の二十一